

山形県鶴岡市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

平成27年6月29日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日時等 平成27年7月6日（月）
6時限目 14:25～15:15
- 2 場 所 山形県立鶴岡中央高等学校
山形県鶴岡市大宝寺字日本国410
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局東北事務所 職員
- 4 対象者 山形県立鶴岡中央高等学校 第3年次 総合学科情報科学系列 計39名
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争の仕組み等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成27年7月3日（金）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所総務課
電話	022-225-7095（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/index.html

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽に御連絡ください。

※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 企業が競争をしているから消費者が安くて質のいい商品が買えることが分かった。(生徒)
- 将来関係してくることなので勉強できてよかった。(生徒)
- 模擬立入検査やビデオで公正取引委員会の仕事や独占禁止法のこと分かった。(生徒)
- 独占やカルテルがどうして悪いのかが分かった。(生徒)
- ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。(先生)

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
H24年度	41校	14校	57校
H25年度	54校	14校	73校
H26年度	69校	18校	61校

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局東北事務所

総務課 担当：滝沢、熊谷

TEL 022-225-7095（直通）